

意思決定支援ガイドラインについて

2017年3月に厚労省から「意思決定ガイドライン」が示されましたので、その大要をお知らせするとともに、若干のコメントをいたします。

「利用者さん」（主に知的障がい者が該当する）が、その意思をサービス提供者である入所施設やグループホーム、就労移行・支援事業の職員などに、どの程度正確に汲み取ってもらえるのか、それは、知的障がい者にとって、自分の人生、暮らしを大きく左右する、重要な要求です。

知的障がいを持った利用者さんが、言葉に出して自分の意志を職員に伝えられるかどうかは、とても重要な事です。

また、言葉で伝えることができない利用者さんを含め、意思を的確に把握して、場面に応じた適切な支援や将来の暮らしのあり方を援助していくことは、職員はもちろん、親、成年後見人、関係機関の責務です。

本人の意思が、職員及び関係者すべてに適切に把握され共有されることによって、本人は、どこにあっても、本来、人間として与えられるべき「普通の人と同じように社会に認められ、差別や虐待を受けずに、普通にストレスのない暮らしをしていく」ことができるようになるのだと思います。

このたび、表記の「意思決定支援ガイドライン」が示されましたが、その概要は、次ページからの記載のとおりです。

ただ、ガイドラインが示すように、知的障がい者の場合、「本人の好きなようにさせる」ことが本旨ではありません。

本人が置かれている環境、本人の生い立ちや家族環境によっても、好みや欲求が違ってきます。

人的環境の違い、生活のあらゆる場面、社会における様々な制約や社会生活の暮らし方の選択など、一人ひとりすべて違います。

一人ひとりの適正に応じた的確な意思決定支援が求められます。

そのためには、このガイドラインをすべての関係機関が共有し、学習し、すべての職員や親を含む関係者全員が、身につけていくことが必要だと思います。

また、本人の意思決定支援のために、関係者のひとりが必要と考えて関係者協議を求めた時は、いつでも協議会を開けるように、体制を作っておくことが必要だと思います。

このガイドラインが個々の事業者任せるといような「単なる指針」に終わってしまえば、「仏作って魂入れず」です。

道や市町村が、真剣にこの問題に取り組む、ガイドラインに沿ってどこまで体制が整えられたかなど、「指導監査」などの対象にして、しっかりと実態を把握しながら、縦断的横断的に経験交流などの研修会を開催するなど、指導力を発揮してもらいたいと思います。

【意思決定ガイドラインについて】

平成 29 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 15 号により、厚生労働社会援護局障害保健福祉部長から各都道府県知事指定都市中核都市市長宛に障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについてという文書が出されました。

この通知は地方自治法第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であるとされており、国の指針となるものです。

ここでは、このガイドラインの基本的な内容について、概要をまとめておきます。

1. このガイドラインは障害者総合支援法の附則において障害者の意思決定支援のあり方が見直し事項の一つに挙げられていました。
これに基づいて社会保障審議会障害者部会では意思決定支援に関する報告書を取りの取りまとめ、これに基づき「ガイドライン」が策定されました。
2. このガイドラインの目的は、日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるようになるためです。
そのために、障害福祉サービスの提供に関わる人や関係機関が必要十分な対応を行うこと。
また、このガイドラインを普及することで成年後見制度の利用をより促進していこうとするものです。
3. 意思決定支援を必要とするサービスを適切に提供するためには、このガイドラインを関係者間で共有し、研修を適切に十分実施する必要があります。
4. 本人の意思決定支援のためには、必要に応じて次のような関係者の参加を促すことが必要とされています。
本人、事業者、家族、成年後見人、（必要に応じ）教育関係者、医療関係者、福祉事務所、市区町村の薬帯対応窓口、保健所等の行政関係機関、障害者就業生活支援センター等就労関係機関、ピアサポーター、本人の知人等の関係者

【意思決定支援ガイドライン総論】

1. 定義

意思決定支援とは、可能な限り本人が意思決定できるよう支援し、最終的には本人の最善の利益のために、事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み

2. 意思決定の構成要素

(1) 本人の判断能力

(2) 意思決定が必要とされる場面

- ① 日常生活の場面：食事、衣服、外出、排泄、整容、入浴等。余暇活動の選択
- ② 社会生活の場面：どこで誰と生活するか、自宅、グループホーム、入所施設の選択
体験の機会の活用で本人の意思を尊重
より制限の少ない生活への移行を原則

(3) 人的・物理的環境

様々な人的環境の変化、物理的環境の変化により本人の判断が影響されることを十分に配慮すべき

3. 意思決定支援の基本原則

(1) 本人の意思確認ができるようあらゆる工夫を行って、本人が安心して意思表示できるようにする

(2) 他者への権利侵害にならない範囲で、あるいは本人の財産的リスク、医療面でのリスク、危険へのリスクを最小限にする様々な工夫をこらして本人の選択を尊重する。

そのため、成約的になりすぎないように配慮しながら事業所全体で取り組む。

(3) 本人の意思確認が困難な場合の取り組み

関係者が集まって、日常生活での表情や感情、行動に関する記録、および、本人の生活史、人間関係、家族関係を把握して本人の意思と選好を推定する。

4. 最善の利益の判断

最善の利益の判断は、最後の手段

(1) メリットデメリットの検討

(2) 相反する選択肢の両立

例えば 食事制限中の好みの食事や運動などの両立

(3) 自由の制限の最小化

生命身体の安全を守るために本人の行動の自由を制限する場合の、最大限の行動の自由への配慮

5. 事業者以外の視点

本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター、基幹相談支援センターの相談員等が第3者として意見を述べる機会を持つ

6. 成年後見人等の権限

成年後見人等は財産管理および身上配慮義務があり、この権限と事業者の意思決定支援との間に齟齬が生じないよう、日頃から成年後見人等の参画を促す。

以上

(文責：道家連 事務局 T)